

令和7年度 奈良県教育委員会のいじめ防止等の主な取組

I いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

○マルチアンケートの実施

(1) いじめに関するアンケート

目的 県内におけるいじめの現状を把握し、教育現場においてより一層充実した生徒指導上の取組に資するとともに、いじめ被害に遭い、悩み苦しんでいる児童生徒の早期発見、早期対応、再発防止及び未然防止のための取組に繋げる。

実施対象 県内全ての児童生徒

実施時期 令和7年5月

(2) ところと生活等に関するアンケート

目的 児童生徒の心の状態を客観的なデータで捉えることで、教職員が児童生徒の置かれた状況に対する理解を深めるとともに、個々の児童生徒が抱えている課題の早期発見につなげ、必要に応じて適切な教育指導や支援を行うことに役立てる。

実施対象 県内全ての児童生徒

実施時期 1回目：令和7年6月～令和7年7月末

2回目：令和7年8月～令和7年12月初旬

3回目：令和7年12月末～令和8年2月初旬

(3) 人権を確かめあうアンケート

目的 児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなることのないよう、また教職員等の言動によるハラスメントが起きることのないよう、互いの人権を確かめあうとともに、学校環境を点検する機会とし、人権尊重の視点に立った学校づくりの推進に役立てる。

実施対象 県内全公立学校の児童生徒

実施時期 令和7年12月

○「気付き見守りアプリ」の運用

目的 「いじめ見逃しゼロ」「いじめ重大事態ゼロ」を目指し、児童観察の内容を蓄積するとともに、教職員間及び学校と教育委員会の情報共有を迅速に行うことで、いじめ事象への包括的な組織対応の体制を構築する。

実施状況 令和5年9月より県内公立小学校及び義務教育学校（前期課程）、県立特別支援学校（小学部）の全校において実施

※ 小学校、義務教育学校（前期課程）、県立特別支援学校（小学部）を対象に「気付き見守りアプリ」とマルチアンケートをもとに「奈良県いじめ防止プラットフォーム」として運用している。

2 各種教育相談

電話、来所、メール、SNS（ならCocoroライン）による教育相談、居場所での活動

3 教職員の対応力向上

研修会等 ・県立教育研究所における研修講座（各校種・各段階）
・生徒転落事象を受けた再発防止研修（平成29年度より毎年12月4日開催）
・各学校における校内研修、各市町村主催の研修会 等

作成資料 「事例から学ぶいじめ対応集」平成21年3月作成
「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」平成24年度作成、平成29年度改訂

4 専門家等による支援の実施

- ・スクールカウンセラーの配置 [全公立小・中・義務教育学校及び全県立学校]
児童生徒の心のケア、校内教育相談体制の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣 [7市13町12村2県立学校（他の県立学校：年3回の巡回）]
児童生徒の課題解決に向けた助言、関係機関等との連携等のコーディネート
- ・児童相談員の配置 [公立小学校20校]
保健室や別室での相談相手、きめ細かな行動観察及び見守り等
- ・学校等への専門家の派遣
弁護士、大学教授等、臨床心理士、社会福祉士、県警少年サポートセンター職員、
県教委指導主事等を派遣し、学校等だけでは解決が困難な事態に対応

生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見、早期支援・対応のために各専門家等を派遣

5 「いじめ防止強化月間」（12月）の取組

いじめに関する取組を集中的に行うことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を推進するとともに、年度内のいじめ解消に向けて、いじめ対策を一層強化することを目的とする。

①人権を確かめあうアンケートの実施

目 的 児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなることのないよう、また教職員等の言動によるハラスメントが起きることのないよう、互いの人権を確かめあうとともに、学校環境を点検する機会とし、人権尊重の視点に立った学校づくりの推進に役立てる。

実施対象 県内全公立学校の児童生徒

②「いじめの問題に関する研修会」の実施

※ 生徒転落事象を受けた再発防止研修（平成29年度より毎年12月4日開催）

目 的 いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針に基づく対応、重大事態への対応について、教育委員会や学校が特に留意すべき点を具体的に提示し、考察することで、いじめの防止及び適切な対応に関する資質の向上を図る。

講演講師 奈良県いじめ対策委員会 委員長 田辺 美紀 弁護士

対 象 各市町村教育委員会事務局生徒指導担当者及び県内国公立学校（小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校）校長

実施時期 令和7年12月4日（木）

③「いじめ防止強化月間」啓発ポスターの作成・配付

県内高等学校等にポスター原画を募集し、最優秀作品選出の投票には県内全高校生が参加した。11月に県内全小中高等学校等及び関係機関に配付する。

④各学校の取組

- ・人権を確かめあうアンケートの結果を踏まえた学校環境の点検
- ・未解消事案の追跡→いじめの未解消事案の整理と当該児童生徒への確認
- ・「いじめ対策会議」の開催→未解消事案の追跡と再検証
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検・学校Webページへの掲載
- ・保護者面談等の集中実施→三者懇談や家庭訪問等による保護者からの情報収集
- ・各校生徒会等による啓発活動等→良好な人間関係を育む児童生徒自らの取組